

岡谷市学童クラブ安全計画(案)

令和6年4月
岡谷市教育委員会
(教育総務課)

1. 経緯

学童クラブの利用者の安全確保を図るため、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)」において、令和6年度より、学童クラブ運営者は、設備の安全点検、職員・利用者等に対する事業所外での活動・取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他学童クラブにおける安全に関する事項についての計画である安全計画を策定し、安全計画に従い必要な措置を講じなければならないこととされ、本計画を策定するものである。

2. 計画の目的

条例に基づき、本市の全学童クラブにおいて、利用者の安全確保に関する取組を計画的に実施するため、

- ・設備等の安全点検

・職員、利用者等に対する、事業所外での活動・取組等を含めた学童クラブでの生活及びその他の日常生活における安全に関する指導

- ・職員の研修及び訓練

- ・その他の学童クラブにおける安全に関する事項

につき、年間実施スケジュールを定めるものである。

なお、本計画は、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。また、目的及びその実効性を担保するため、岡谷市学童クラブ運営マニュアルと相互に内容を補完するものとする。

3. 安全点検

(1)施設・設備の安全点検

学童クラブの施設・設備等(備品、遊具等、消防設備や避難経路等)は、次表計画に基づき定期的に安全点検を行うとともに、改善すべき点があれば速やかに改善する。特に児童の日常の遊びや生活に使用される設備等については、毎日点検をし、必要な補修等を行うものとする。

なお、点検先は、事業所・施設内のみならず、定期的に利用するその他の場所も含む。

定期安全点検計画

月	4月	5月	6月	7月
重点点検箇所	①避難経路等	②施設外面	③施設内面	①避難経路等 ④消防設備
月	8月	9月	10月	11月
重点点検箇所	②施設外面	③施設内面	①避難経路等	②施設外面
月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所	③施設内面	①避難経路等	②施設外面	③施設内面

(点検概要)

- ① 避難経路等 - 避難経路上の障害物(屋内外)・不具合の有無、準備状況の確認
- ② 施設外面 - 外周の危険箇所・危険物の有無、施設外面・屋外設備等の破損等の有無の確認
- ③ 施設内面 - 施設内面・屋内設備等の破損等の有無の確認
- ④ 消防設備 - 学童クラブ所在の小学校の消防設備点検にあわせ専門業者が確認

(2)マニュアル(指針)の策定・共有

下記の点を踏まえた対応マニュアルにつき、見直しを適切に実施し、運営に関する全ての職員と共有する。

- ・活動時において、児童の動きを把握し、必要な声かけを行うなどの事故防止等に向けた取組について、職員間の役割分担を構築する。
- ・遊具を使用した活動や事業所・施設外の活動等、事故等のリスクが高い場面での職員が気をつけるべき点、役割分担を明確にする。
- ・緊急的な対応が必要な場面(災害、不審者の侵入、火事・ケガ(119番通報)等)を想定した役割分担の整理と掲示、保護者等への連絡手段や関係機関との協力体制の構築などを行う。

分野	策定時期	見直し(再点検)予定時期	掲示・管理場所
学童クラブ運営マニュアル	平成18年3月	随時	事務室

4. 児童・保護者への安全教育等

(1) 児童への安全教育

実施の形式を問わず、児童の年齢、発達や能力に応じた方法で、児童自身が安全や危険を認識し、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について学習し、習得できるよう、次表の内容の安全教育を計画的に実施する。

	4～8月	9～12月	1～3月
1～3年生	・施設等での安全な過ごし方 ・熱中症の危険性	・防災のための約束事	・冬場の危険箇所
4年生以上	・下級生との接し方 ・熱中症の危険性	・防災のための約束事	・冬場の危険箇所

(2) 保護者への周知・共有

保護者に対し、本計画を周知・共有する。また、学童クラブ外での生活・活動を含む児童の事故等の防止につなげるため、学童クラブだより等を通じ、児童等が遵守すべき安全に係るルール・マナーを次表のとおり保護者と共有し、連携を図る。

4～8月	9～12月	1～3月
・登下校、迎送 ・安全生活 ・熱中症対策 ・体調管理	・登下校、迎送 ・感染症予防 ・体調管理	・傷害保険の内容 ・安全計画の内容 ・感染症予防 ・体調管理

5. 訓練・研修

安全確保への取組等を確実に行うため、職員への訓練・研修を次のとおり実施する。

(1) 『岡谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例』第6条に基づき実施する避難及び消火に対する訓練

月	4月	10月
テーマ・取組	避難経路の確認訓練	地震・火災訓練
参加予定者	指導員、補助指導員	指導員、補助指導員

(2)その他訓練

月	7月	10月
訓練内容	<ul style="list-style-type: none">・救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等)・不審者対応訓練(110 番通報訓練等)	<ul style="list-style-type: none">・119 番通報訓練
参加予定者	指導員、補助指導員	指導員、補助指導員

(3)職員への研修・講習

本市等が行う次表の研修をはじめ、オンラインで共有されている事故予防に資する研修動画等の活用等により、運営に関係する全ての職員が積極的に安全確保のためのスキル向上に取り組む。

4～8月	9～12月
<ul style="list-style-type: none">・基礎研修・衛生管理研修・救急対応研修	<ul style="list-style-type: none">・災害時対応研修・認定資格取得研修

6. 再発防止の徹底(ヒヤリ・ハット事例の収集・分析の方法等)

再発を含めた事故の発生を回避するため、事故が発生した際の原因等の分析、対策を適切に行うとともに、講じるべき対策を、1(1)の安全点検実施箇所や1(2)のマニュアルに反映し、職員間の共有を図るものとする。併せて事故に至らなかつた事例(ヒヤリ・ハット事例)の収集及び要因分析をし、必要な対策を講じる。